

収入保険がサポートします!

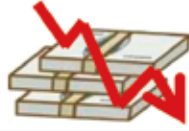


農業経営には様々な**リスク**があるんだよね…

自然災害で減収



市場価格が下落



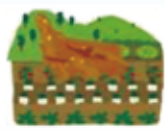
病気で収穫不能



コロナの影響による収入減少



災害で作付不能



倉庫の浸水被害



盗難や運搬中の事故



為替変動で大損



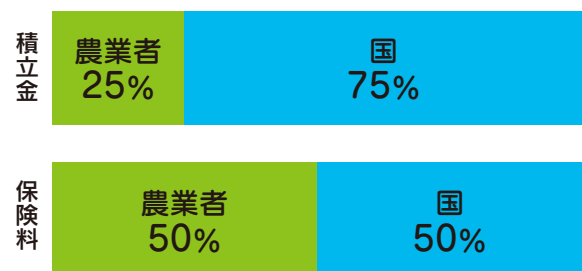
収入保険のポイント

○全ての農産物を対象に、自然災害、価格低下のほか、経営努力では避けられない収入減少(新型コロナウイルス等)を補償。

○農業者ごとに**基準収入の9割を下回った場合に、差額の9割を上限**に補填。(例えば、基準収入が1,000万円の方の収入がゼロになった場合でも、最大810万円まで補償)

○保険料等の**50%**、積立金の**75%**を国庫補助。(上記の方で、収入がゼロになった場合でも補償するタイプの保険料は8.9万円。積立金(掛け捨てではない)は22.5万円で、補填の際は最大この3倍の額を国から補助して支払)

加入者負担割合



○保険期間中の大きな損害発生時には、**無利子のつなぎ融資**で対応。

⚠ **令和2年の収入保険**から、**安い保険料で加入できるタイプ**を選択可能。(補償の下限を選択すれば、保険料が最大で約4割安い。8.9万円 → 4.9万円)

安い保険料で加入できるタイプ

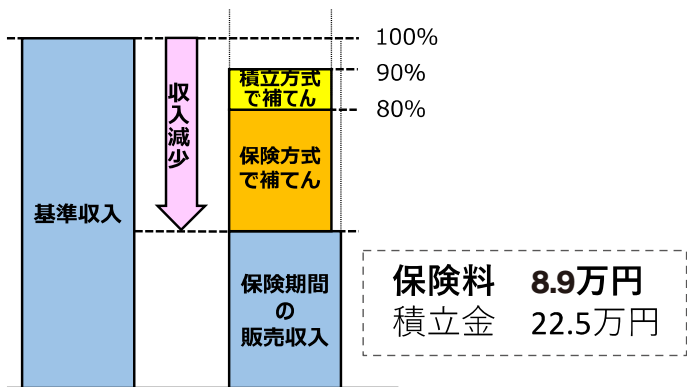
補償の下限の選択で、保険料は最大4割安く！

(複合経営の方で、収入が半減することが見込まれない農業者にオススメ)

例えば、基準収入が1,000万円の方の場合・・・

基本のタイプ

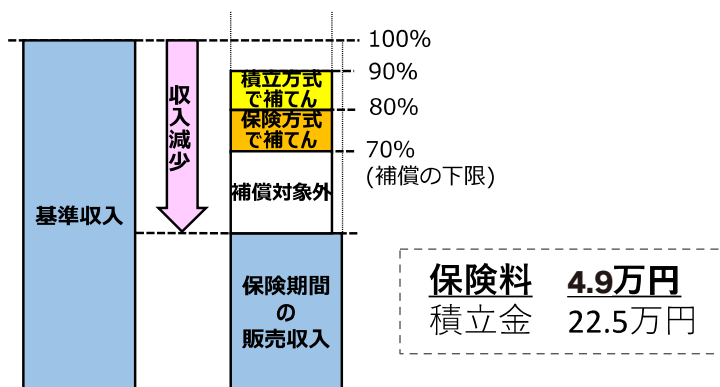
補償の下限を選択しない場合



(注) 5年以上の青色申告実績がある者の場合

補償の下限を設けたタイプ

基準収入の70%を補償の下限として選択した場合



(注) 5年以上の青色申告実績がある者の場合

(下限は70%、60%、50%から選択可)

加入・支払等のスケジュール

※保険期間が令和4年1月～12月の場合のイメージです。

※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。

令和3年	令和4年	令和5年
12月末まで	1～12月 (税の収入の算定期間)	確定申告後(3～6月)
加入申請	保険期間	保険金・特約補てん金の請求・支払
保険料・積立金・事務費の納付		

※保険料・積立金は分割支払も可
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

※損害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資(無利子)

初めて収入保険に加入される方は、収入保険と野菜価格安定制度を同時利用(1年間)することができます。

- ・ 収入保険は青色申告者が対象です。
- ・ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度とは選択加入制です。(2021.6)

詳しくはお近くの農業共済組合までお問い合わせください。

■ 東部支所 TEL.0978-63-4466
■ 中西部支所 TEL.0973-72-3409
■ 大分出張所 TEL.097-576-7461

■ 南部支所 TEL.0974-22-3330
■ 竹田出張所 TEL.0974-63-2825
■ 北部支所 TEL.0978-32-1307



農業保険

検索

Webサイトでは様々な情報を公開中!
<http://www.maff.go.jp/keiei/nogyohoken/>

農林水産省